



参 考 資 料

栃木県地域福祉支援計画推進委員会 委員名簿

(50音順、敬称略)

No.	氏名	団体名・役職名	備考
1	梅沢 正春	栃木県町村会（上三川町健康福祉課長）	
2	大橋 純子	栃木県人権擁護委員連合会 高齢者・障がい者人権委員会委員	
3	角田 充仙	下野市社会福祉協議会 事務局次長兼総務課長	
4	神永 正之	栃木県市長会 （宇都宮市保健福祉部保健福祉総務課長）	
5	興野 憲史	栃木県精神保健福祉会 会長	
6	桑名 恵理子	公募	
7	小西 久美子	栃木県ボランティア連絡協議会 会長	
8	小林 敦雄	栃木県社会福祉協議会 常務理事	
9	小林 雅彦	国際医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉・マネジメント学科 学科長・教授	委員長
10	千葉 加代子	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会 副会長	
11	沼尾 成美	栃木県社会福祉法人経営者協議会 常任協議員	
12	檜山 和子	栃木県民生委員児童委員協議会 理事	
13	藤本 早	栃木県児童養護施設等連絡協議会 副会長	
14	麦倉 仁巳	栃木県身体障害者団体連絡協議会 会長	副委員長
15	山崎 富子	栃木県心身障害児者親の会連合会 理事	
16	依田 祐輔	栃木県医師会 常任理事	

栃木県地域福祉支援計画（第4期）の策定経過

令和2年 7月10日 (2020)	第1回栃木県地域福祉支援計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「栃木県地域福祉支援計画（第3期）」の進捗状況について ・「栃木県地域福祉支援計画（第4期）」の策定について
10月18日	第2回栃木県地域福祉支援計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「栃木県地域福祉支援計画（第4期）」骨子（案）について
12月24日	第3回栃木県地域福祉支援計画推進委員会（オンライン開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・「栃木県地域福祉支援計画（第4期）」素案について
令和3年 3月 8日 (2021)	第4回栃木県地域福祉支援計画推進委員会（オンライン開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・「栃木県地域福祉支援計画（第4期）」（案）について

用語解説

(50音順)

用語	解説
あ行	
アウトリーチ	援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、訪問等により積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。
いのちを支える栃木県自殺対策計画	自殺対策基本法に基づく都道府県自殺対策計画。自殺対策に関わる関係機関・団体等と有機的な連携を図り、本県における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するもの。現在の計画は、平成30(2018)年3月に策定され、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5か年間。
か行	
輝くとちぎの人づくり推進基金	地域課題の解決に向け、女性、若者、高齢者、障害者等を地域活動の担い手として育成するとともに、その自主的・主体的な活動の促進を図るため、平成28(2016)年に県に設置した基金。女性活躍や若者の地域づくり活動、子ども・若者等のひきこもり等の相談、障害者の雇用促進や社会参加促進の事業などに活用している。
通いの場	高齢者の社会参加や介護予防を目的として設置。運動等を通じた運動機能の維持などを行うとともに、運営の担い手として高齢者自身が参加することが期待される。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者、知的障害者、精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行う。市町又はその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。
ケアマネジメント	障害者の地域における生活を支援するため、支援を希望する障害者の意向を踏まえて、福祉、保健、医療のほか、教育、就労など幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間において、複数のサービスを適切に結びつけ調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの提供を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。
合計特殊出生率	その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。
合理的配慮	障害がある人にとっての社会的障壁(日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物や慣行など)を取り除くために、障害がある人からの求めに応じて必要かつ適当な変更及び調整を行うことであって、その実施に伴う負担が過重でないもの。
こどもエコクラブ	幼児(3歳児)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。グループの形態は、幼稚園や保育園、学校のクラスや委員会のほか、近所や地域の友達、家族や親戚、子ども会、児童館や公民館のクラブ、ボーイスカウトやガールスカウトなど自由。
さ行	
災害時外国人サポーター	災害が発生したときに、避難所等において、在住外国人への支援活動(災害に関する情報の翻訳・通訳、翻訳・通訳に係るコーディネート、外国人への情報提供等)に協力できる人。
シニアサポーター	地域における生涯現役社会の実現に向けた機運づくりを推進するため、各市町と連携を図りながら地域に密着した活動を行う方をサポーターとして委嘱するもの。
自立支援協議会	障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関、団体、障害者やその家族、障害福祉サービス事業所や医療、教育、雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制について協議を行う場。自治体が単独又は共同で設置する。

重層的支援体制整備事業	地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する、市町村における包括的な支援体制を整備するため、介護・障害・子ども・困窮等の分野・属性にかかわらず、「相談支援（本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援）」、「参加支援（本人・世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを回復する支援）」、「地域づくりに向けた支援（地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援）」の3つの支援を一体的に行う、令和2(2020)年改正社会福祉法第106条の4に基づく任意事業。令和3(2021)年4月から施行される。
住宅確保要配慮者	低額所得者（公営住宅法に定める算定方法による月収（政令月収）が15万8千円以下の世帯）、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯（18歳となった子どもが年度末に至るまでの間を含む。）のほか、省令において、外国人などが定められている。
住宅セーフティネット制度	「住宅確保要配慮者（「住宅確保要配慮者」参照）の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度（セーフティネット住宅）」、「登録住宅の改修・入居への経済的支援」、「住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援」の3つの柱から成り立つ住宅セーフティネット法に基づく制度。
生活困窮者自立支援制度	平成27(2015)年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う制度。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力を十分に発揮できない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすること等により、これらの人を保護し、支援する制度で、平成12(2000)年4月から施行されている。 判断能力の程度などにより、「後見」、「保佐」、「補助」の3つに区分される「法定後見制度」と、判断能力がある時にあらかじめ代理人を選任し、任意後見契約を結んでおく「任意後見制度」がある。
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度利用促進法に基づく計画。成年後見制度（「成年後見制度」参照）の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を市町村が定めるもの。
相対的貧困率	等価可処分所得（いわゆる手取り収入を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を貧困線といい、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を相対的貧困率という。子どもの貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合。
相談支援コーディネーター （相談支援包括化推進員）	複合化・複雑化した個人や世帯の課題を受け止めた際、様々な支援関係機関の協働・連携したチームアプローチによる支援が行われるよう、相談支援機関等との連絡調整やネットワークの構築、会議の開催など、相談者を必要な支援へと適切につなぐ役割を担う人材。国が示す「相談支援包括化推進員」をいう。
相談支援専門員	ケアマネジメント（「ケアマネジメント」参照）の手法を用いて、障害者等の幅広い相談に応じ、本人や家族が希望する生活の実現のための助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、適切な福祉サービスの提供が行われるための根拠となるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を行う人。 また、個別支援から地域課題を抽出し、地域自立支援協議会（「自立支援協議会」参照）等を活用して社会資源の開発・改良を提言、実践する役割も担っている。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員（一定の実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件）を置く必要がある。

た行	
地域における公益的な取組	平成 28(2016)年改正社会福祉法第 24 条第2項において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、全ての社会福祉法人に対し、①社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、③無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない旨の責務規定が創設された。
地域包括支援センター	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核的機関として、市町村等が設置する機関。①総合相談支援、②権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントを担うほか、⑤在宅医療・介護連携推進、⑥生活支援体制整備、⑦認知症総合支援の各事業を行うことができ、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員が配置され、連携・協力して、総合的な支援を行う。
小さな拠点づくり	中山間地域等において、日常生活に必要なサービスの確保、地域交流の場や地域資源を活用した仕事の創出、集落間の交通ネットワークの形成等を通じて、住み慣れた地域で将来にわたって安心して暮らしていくことができる仕組みづくり。
地区防災計画	地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画として、災害対策基本法に位置づけられているもの。計画の策定主体や防災活動の主体、地区の範囲、計画の内容などは、各地区の特性や想定される災害等に応じて自由に策定できる。地区防災計画を策定した後も、日頃から地区居住者等が力を合わせて計画に基づいた防災活動を実践し、必要に応じて評価や見直しを行うなど、防災活動を継続していくことが重要とされている。
中核機関	成年後見制度（「成年後見制度」参照）について、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。
栃木県運営適正化委員会	社会福祉法第 83 条に基づき、利用者と事業者など当事者同士では解決が困難な苦情を、公平かつ客観的な立場から適切に解決するため、県社会福祉協議会に設置されている組織。苦情申出人に対する相談・助言、実情調査、解決のためのあっせん等を行っている。
栃木県高齢者支援計画 「はつらつプラン 21（八期計画）」	老人福祉法に基づく老人福祉計画であり、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画。団塊の世代の全ての方が 75 歳以上となる令和 7(2025)年を当面の目標としつつ、令和 22(2040)年も見据え、県や市町が目指すべき今後の高齢者支援施策の方向性を示すもの。現在の計画は、令和 3(2021)年 3月に策定され、計画期間は令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度までの 3年間。
栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）	ひきこもり、ニート、不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者等の相談を受け付け、関係機関と連携して課題の解決を図る県の相談窓口。
栃木県再犯防止推進計画	再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画。再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本理念に基づき、国、市町及び関係団体と一体となって、罪を犯した者の円滑な社会復帰と地域での受入態勢の整備を図るもの。現在の計画は、令和 2(2020)年 2月に策定され、計画期間は令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの 5年間。
栃木県社会福祉協議会活動推進計画	県社会福祉協議会が策定する地域福祉推進のための計画。県社会福祉協議会が目指す役割、取り組むべき課題と対応策（事業）を明らかにし、広く県民の参画を得ながら、関係者、関係機関・団体等との協働のもと、「明るく活力あふれる地域づくり」を目指した地域福祉の総合的な推進を図るもの。
栃木県障害者計画 「とちぎ障害者プラン 21」	障害者基本法に基づく都道府県障害者計画。本県の障害者施策の基本的指針となる。現在の計画は、令和 3(2021)年 3月に

	策定され、計画期間は令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間。
栃木県障害者差別解消推進条例	障害者差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障害者差別の解消に関する施策を総合的に推進し、もって共生社会の実現を図ることを目的として、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮等について定めた県条例で、平成28(2016)年10月に施行された。
栃木県障害者差別対応指針 ～障害者差別解消のための道しるべ～	栃木県障害者差別解消推進条例（「栃木県障害者差別解消推進条例」参照）に基づく指針。様々な企業や団体などを含む全ての県民が、障害者差別解消を推進するための具体的な行動につながる「道しるべ」として、障害者差別解消を推進するための基本的な考え方や障害に関する基礎的な知識、障害者差別解消のための手がかりを記載したものを。
栃木県障害福祉計画（第6期計画） 栃木県障害児福祉計画（第2期計画）	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく都道府県障害・児福祉計画。障害福祉サービス等の必要量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることにより、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を図り、制度の円滑な実施を確保しようとするもの。現在の計画は、令和3(2021)年3月に策定され、計画期間は令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間。
栃木県人権施策推進基本計画	栃木県人権尊重の社会づくり条例（「栃木県人権尊重の社会づくり条例」参照）に基づく計画。不当な差別や虐待などの人権侵害が行われることなく、一人ひとりの人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、「人権教育及び人権啓発」並びに「相談・支援」に関する取組方向を示すもの。現在の計画は、平成28(2016)年3月に策定され、推進期間は平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間。
栃木県人権尊重の社会づくり条例	人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりを総合的に推進し、もってすべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする県条例で、平成15(2003)年4月に施行された。
栃木県地域生活定着支援センター	高齢者又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする刑務所等の矯正施設退所予定者を対象に、退所後、円滑に福祉サービス（社会福祉施設への入所など）が受けられるよう、地域における社会生活への移行や自立促進を図るための支援機関。
栃木県地域福祉振興基金 （栃の実基金）	地域における民間活動の推進及びボランティア活動の推進を図るため、安定的な財源を確保することを目的に、昭和56(1981)年に県社会福祉協議会に設置された基金。運用から生まれる果実（利子）を、地域における民間福祉活動の推進とボランティア活動の振興を図るための財源として活用している。
栃木県地域福祉基金	地域福祉を推進するため、平成3(1991)年に県に設置した基金。基金は、明るい長寿社会の推進や障害者理解の促進、おもいやり駐車スペースの確保や周知・啓発などの事業の財源に活用している。平成19(2007)年度からは、県の積立金のほか、民間からの寄附金により基金の充実を図っている。
栃木県ひとにやさしいまちづくり条例	高齢者、障害者等を含むすべての県民が安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的に社会参加ができるひとにやさしいまちづくりを目指して、不特定多数の人が利用する公共的施設の整備基準や県民の思いやりの心づくりについて定めた県条例で、平成11(1999)年10月に施行された。
栃木県福祉人材・研修センター	社会福祉法第93条の規定に基づき、社会福祉従事者の確保を目的として都道府県に1ヵ所設置されており、本県においては、研修部門を併せ持つセンターとして県社会福祉協議会に設置されている。

とちぎ国際戦略	栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」(「とちぎ未来創造プラン」参照)に掲げる、めざすとちぎの将来像の実現に向け、本県が目指す国際化を推進するための考え方や取組の方向性等を示す、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5か年間の戦略。
とちぎ子ども・子育て支援プラン (2期計画)	とちぎの子ども・子育て支援条例第10条に基づく子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、子ども・子育てに関する基本的な計画。基本目標、施策の基本的方向、具体的な施策の内容等を示すもの。現在の計画は、令和2(2020)年3月に策定され、計画期間は令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間。
とちぎ成年後見支援センター	県内の権利擁護体制の、総合的かつ安定的な展開並びに成年後見制度の普及啓発を目的として、県社会福祉協議会に設置されたセンター。法人後見支援員の育成等の業務を行っている。
とちぎ第三者評価推進機構	第三者評価事業の推進を担うため、平成17(2005)年4月に県社会福祉協議会に設置された組織。第三者評価事業の普及推進及び標準化を図るため、評価機関の認証や評価基準の策定等の業務を行っている。
とちぎボランティアNPOセンター (愛称：ぼ・ぼ・ら)	ボランティア活動をはじめとする県民の社会貢献活動を促進するため、人と情報のネットワークの構築や各種支援策の拠点となる施設。
とちぎ未来創造プラン	中長期的な展望のもと、とちぎの目指すべき将来像を描き、その実現に向け、県民と共有すべき基本的な考え方や目標を明らかにするとともに、県が取り組む施策の進め方等を示す県政の基本指針。計画期間は、令和3(2021)年から令和7(2025)年度までの5年間。
な行	
日常生活自立支援事業	自らの判断で福祉サービスを利用することが難しい方が、サービスを利用しようとする際の支援や金銭管理などの日常生活の支援を行うために、県社会福祉協議会に設置されたとちぎ権利擁護センター(あすてらす)が実施しているもの。
認知症サポーター	認知症サポーター養成講座を受講・修了した人で、認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、友人や家族に学んだ知識を伝えたり、認知症になった人や家族の気持ちを理解するよう努めるなど、できる範囲での手助けを行う。
は行	
バリアフリー	高齢者・障害者等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方。
避難行動要支援者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を必要とする者(要配慮者)のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難であって、特に支援を必要とする方。災害対策基本法により、市町には、「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられており、当該名簿の活用により実行性のある避難支援を行うことが求められている。
福祉サービス第三者評価制度	社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、福祉サービスの質の向上を図る制度。評価結果は原則として公表され、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となるもの。
福祉避難所	介護を必要とする高齢者や障害者など、一般の避難所では生活に支障を来す方に対して、ポータブルトイレや手すり、仮設スロープの設置など、バリアフリー化が図られるなどの特別な配慮がされた避難所。
法人後見支援員	市町社協が法人後見人に選定された場合に、後見事業の一部を補助する者の呼称。「とちぎ成年後見支援センター」が実施する法人後見支援員養成研修を受講する必要がある。

や行	
やさしい日本語普及員	普段使われている言葉を、外国人にも分かりやすく工夫した日本語（やさしい日本語）として、地域の中での活用や普及啓発を図ることが期待される人。
ヤングケアラー	年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障害・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を受けている主に 18 歳未満の子ども。